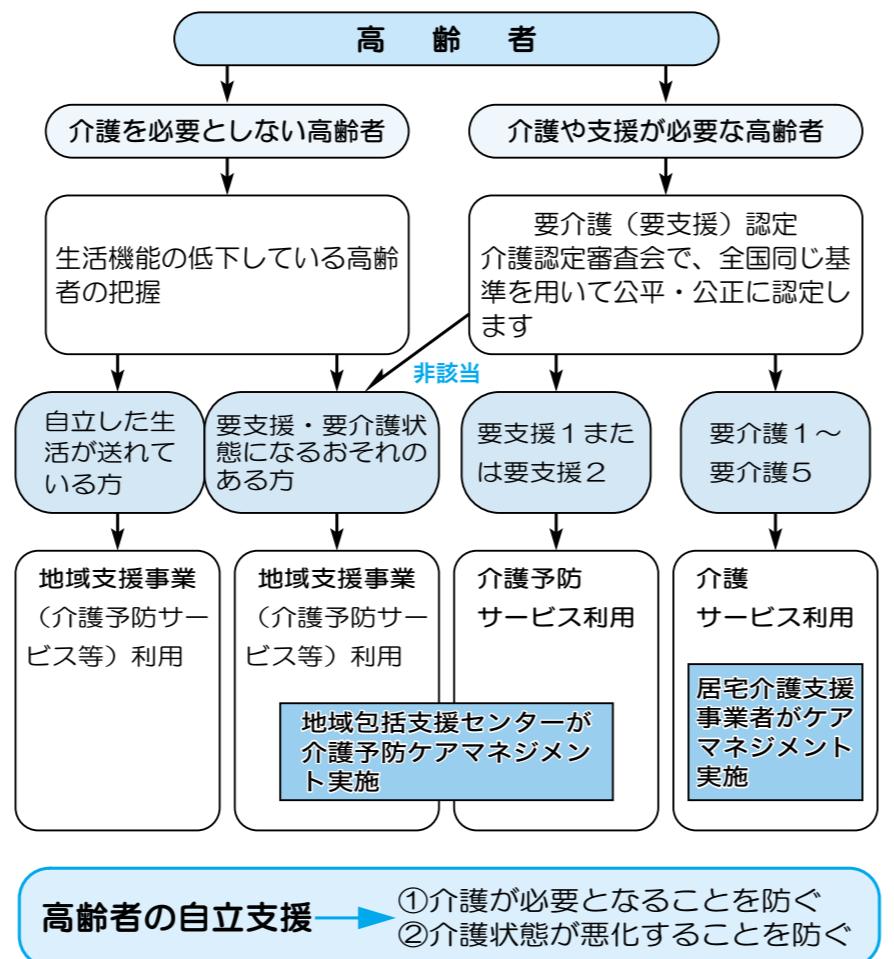


介護予防重視型

★介護予防重視の新たなしきみ（全体の概要）★



生活支援体制を確立していきます。
今後も、皆さんのご理解、ご協力をお願いいたします。

■ 平成18～20年度の介護保険料(65歳以上／実際の納付額は100円未満切り)			
段階区分	対象者	基準額に対する割合	保険料(12か月)
第1段階	生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税	0.5	20,900円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下	0.65	27,150円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える	0.75	31,350円
第4段階 (基準額)	本人が住民税非課税(世帯は課税)	1	41,800円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満	1.25	52,250円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.5	62,700円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満	1.65	69,000円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が600万円以上	1.75	73,250円

◎合計所得金額は事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等）等の額で、扶養控除等の所得控除額や損失の繰越控除、土地等の譲渡所特別控除を差し引く前の金額になります。なお、老年者の非課税規廃止等の税制改正の影響で住民税が課税となる被保険者やその方と帶の被保険者の方には、平成20年度までに本来適用される保険料額行するよう、保険料が段階的に別途設定されています。

0円増額します。また、所得の低い方の負担軽減、住民税課税層の細分化を図るため、6段階を8段階としました（上表参照）。

特別徴収に関する変更点

特別徴収（年金から差し引き）の対象となる年金に遺族年金、障害年金が加わります（10月から差し引き開始）。また、特別徴収が始まる前の個別納付の期間を短くするため、特別徴収の対象となる方の把握を年1回から複数回にします。

＊＊＊



【問い合わせ】

- 制度に関すること…介護保険課 (☎2998-9420・FAX2998-9410)
- 計画に関すること…高齢者支援課 (☎2998-9120・FAX2998-1147)
- 介護予防事業に関すること…保健センター成人保健課
(☎2991-1811・FAX2995-1178)

介護保険制度は、高齢化の進展に伴い、介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年4月にスタートし、6年が経過しました。現在も高齢者は年々増加する状況で、特にひとり暮らしの高齢者が急増し、制度の持続可能性を高めるための抜本的な改革が必要となり4月に制度が改正されました。

改正後の制度は、超高齢社会に対応できる新たな仕組みへと変更され、明るく活力ある長寿社会をめざし、「介護予防」に重点を置いています。

市では、いつまでもいきいきとすこやかに暮らし続けることができるよう、「第3期所沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

今回は、これらの概要についてお知らせします。

介護保険制度が改正されました

「ニニ」が新しくなりました

これが新しい時代

従来の在宅介護支援センター等を地域包括支援センターとして、市内に14か所設置し、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等を配置します。地域の高齢者とその家族の総合相談窓口として、▼総合相談支援▼支援を必要とする高齢者の早期発見と実態把握▼地域ケアネットワークの推進▼介護予防ケアマネジメントの実施▼権利擁護・虐待防止▼ケアマネジマーの支援を行います。

地域支援事業

■ 地域包括支援センター			
名 称	電話番号	担 当 地 域	
所沢地域包括支援センター	2926-4426	宮本町・西所沢・金山町・喜多町・北有楽町・日吉町・東町・寿町・元町・御幸町・旭町・有楽町・星の宮	
三ヶ島第1地域包括支援センター	2923-8780	三ヶ島・堀之内・糀谷・林・和ヶ原・西狭山ヶ丘	
三ヶ島第2地域包括支援センター	2926-7800	東狭山ヶ丘・狭山ヶ丘・若狭	
小手指第1地域包括支援センター	2947-1211	上新井・北野・小手指南・小手指元町・小手指町5丁目	
小手指第2地域包括支援センター	2923-8780	小手指町1～4丁目	
山口地域包括支援センター	2947-1211	山口・上山口	
富岡地域包括支援センター	2942-0067	北中・岩岡町・所沢新町・中富・中富南・下富・神米金・北岩岡	
新所沢東地域包括支援センター	2921-2199	松葉町・弥生町・美原町・北所沢町・花園	
新所沢地域包括支援センター	2990-2580	緑町・榎町・泉町・青葉台・けやき台・向陽町	
松井西地域包括支援センター	2994-1615	上安松・牛沼・東新井・西新井	
松井東地域包括支援センター	2951-5500	下安松・松郷・東所沢和田	
柳瀬地域包括支援センター	2951-5812	東所沢・本郷・南永井・日比田・亀ヶ谷・城・坂之下	
吾妻地域包括支援センター	2929-6965	くすのき台・東住吉・南住吉・西住吉・久米・北秋津・松が丘・荒幡	
並木地域包括支援センター	2943-7333	並木・若松町・こぶし町・北原町・中新井・下新井	

◎一部地域の方は、担当地域の地域包括支援センターが異なる場合がありますので、各地域包括支援センターにお問い合わせください。

